

埼 教 互 第 7 号
令和 7 年 4 月 1 日

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

ライフサポート保険の中途募集について（通知）

日頃、当互助会の事業につきまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当互助会で実施する「ライフサポート保険」は、毎年 3 月 1 日を加入開始日としていますが、下記のとおり、未加入の互助会員を対象に中途募集を行います。（今回の募集では、既加入会員のコース変更及び脱退はできません。）

つきましては、貴所属の会員へ周知いただき、後日送付する資料を配布くださるようお願いします。

また、保険会社の推進員が電話や訪問にて制度説明をさせていただく場合がありますので、日程調整に御配慮願います。

記

1 募集対象者

ライフサポート保険未加入の互助会員

2 募集期間

令和 7 年 4 月 8 日（火）から 5 月 23 日（金）まで

3 依頼事項

4 月 4 日付けで送付される資料について下記のとおり御対応願います。

（1）封筒資料

宛名ラベル記載の互助会員へ配付をお願いします。

また、その他の互助会員から加入希望があった場合は、宛名ラベルのない封筒資料をお渡しください。採用期間にかかわらず、加入手続き時と加入日（令和 7 年 9 月 1 日）に互助会員資格があれば加入することができます。

※予備の封筒資料が不足する場合には、裏面記載の引受会社へご連絡ください。

（2）会計年度任用職員向けチラシ

会計年度任用職員の方へは、専用の御案内チラシを同封しておりますので、該当する会員へ回覧をお願いします。

裏面も御確認ください

(3) 育児休業者向けチラシ

育児休業中の会員の皆様から、休業中に生命保険等を検討したいというお声をいただいております。お子さまがいらっしゃる方向けの御案内チラシを同封しておりますので、該当する会員へ配布をお願いします。

4 推進員による電話説明や所属訪問について

推進員とは、ライフサポート保険の制度内容を会員の皆さんに御理解いただくため、互助会が委託した明治安田生命保険相互会社の職員のことです。

募集期間中、保険会社の推進員から電話説明や所属訪問のための日程調整の連絡をさせていただきます場合がございますので、御協力お願いいたします。

- ・「互助会のライフサポート保険」推進員であることを確認してください。
- ・互助会が発行する「ライフサポート保険推進員証」を携行しています。
- ・所属以外の場所（自宅等）に訪問することはありません。
- ・互助会員以外の職員を訪問することはありません。

書類の不足や日程変更についての問合せ先（引受幹事会社）

明治安田生命 公法人第三部

教職員互助会ライフサポート保険担当

電話 03-5289-7587 （平日9時～17時）

FAX 03-3257-7431

5 その他

(1) 加入申込書を提出する際は、封筒資料に同封の返信用封筒にて令和7年5月23日（金）＜必着＞でご提出ください。

(2) 加入資格、告知事項など制度内容の詳細はパンフレット等を御覧ください。

(3) 今回の募集では、既加入会員のコース変更及び脱退はできません。

(4) 本中途募集の初回保険料控除は令和7年8月となります。保険期間は令和7年9月1日から令和8年2月28日までです。

なお、毎年秋頃の更新募集にて変更の手続きがない場合は、自動継続となります。

【問合せ先】

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

一般財団法人埼玉県教職員互助会 互助福祉担当（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

TEL 048-830-6706